

IV 様式例

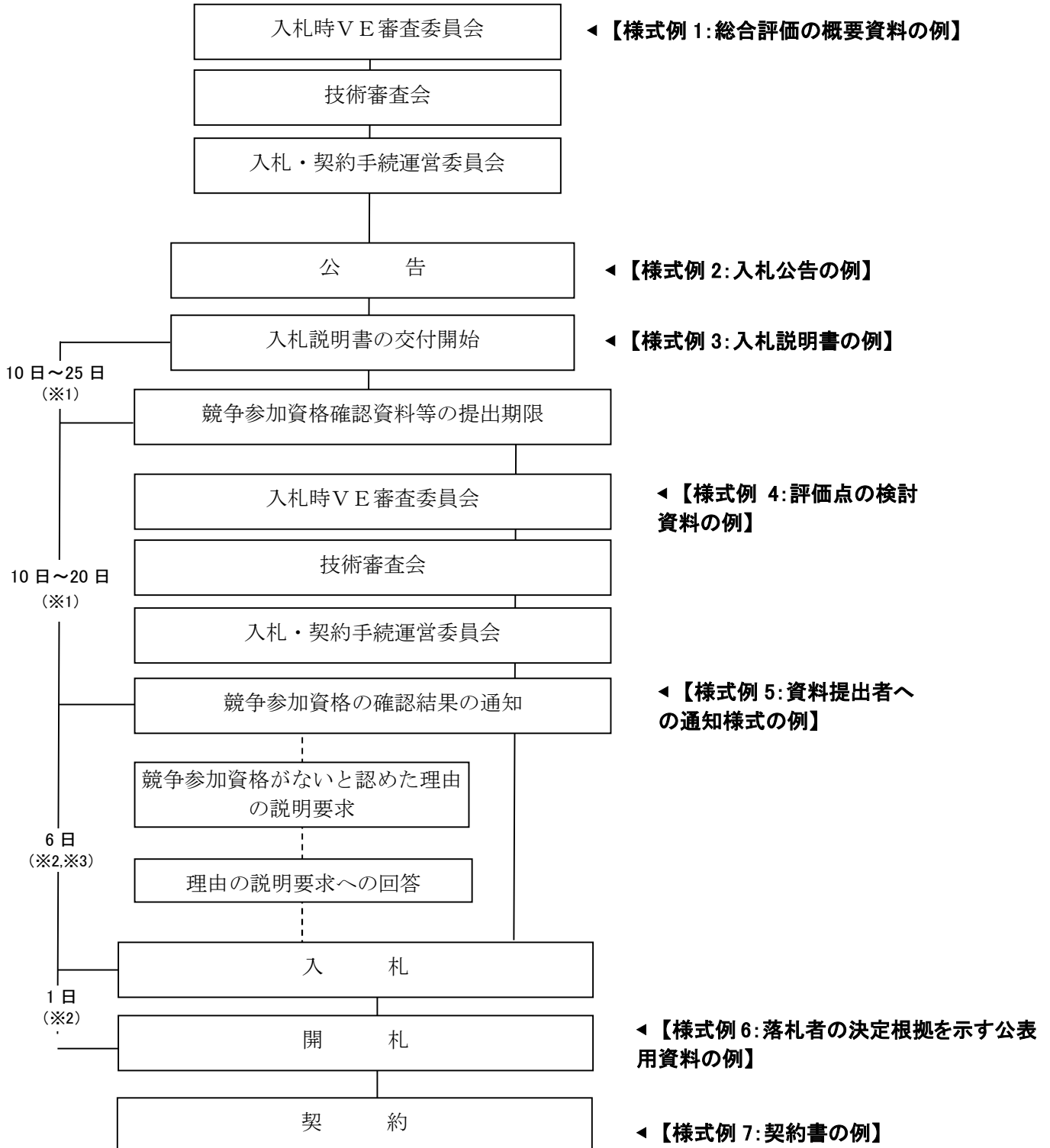
様式例について

ここでは、総合評価落札方式の実施に使用する書式例、記入例を示す。
それぞれの様式例は次のフローに示す段階に使用する様式である。

1. 施工能力評価型の例

実施フロー例(政府調達協定対象外の場合)

〇〇庁舎改修建築その他工事



(注) ※1 は、施工能力評価型Ⅱ型の場合、標準的には7日以上とする。
 ※2 は、競争参加資格がないと認めた理由の説明資料がなかった場合であり、当該説明資料があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。
 ※3 は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

- **様式例 1：総合評価の概要資料の例（P116）**
内部委員会等において総合評価の概要（評価項目、配点等）を説明する資料の例。
- **様式例 2：入札公告の例（P117～P123）**
- **様式例 3：入札説明書の例（P124～P195）**
- **様式例 4：評価点の検討資料の例（P196～P198）**
内部委員会等において評価点を検討する資料の例。
技術提案を提出した者の施工計画について、設計内容や工事現場に適合するかの観点で採用・不採用を案として示す。
- **様式例 5：資料提出者への通知様式の例（P199）**
資料提出者に対し審査の結果（競争参加資格の有無）を通知する書式の例。
- **様式例 6：入札者の順位決定根拠を示す公表用資料の例（P200）**
技術加算点と入札価格により落札者を決定したことを示す公表用資料の例。
- **様式例 7：契約書の例（P201～P202）**
落札者との契約に当たって、技術提案に関する内容を契約書に記載した例。

(様式例 1 : 総合評価の概要資料の例)

総合評価落札方式説明資料

【総合評価(施工能力評価型 I 型)(施工体制確認型)】

工事名 : ○○庁舎建築工事

・評価値の算定方法

評価値 = {標準点(100点) + 加算点(40点) + 施工体制評価点(30点)} ÷ 入札価格

1. 施工能力等

①企業の施工能力等

評価項目		最大得点
ア) 施工実績		5.0 点
イ) 工事成績評定点		5.0 点
ウ) 表彰(優良工事表彰等)		2.0 点
エ) 表彰(3D・SAFETY・安全表彰)		1.0 点
オ) 新技術活用の取り組みの有無		1.0 点
カ) 登録基幹技能者の配置の有無		1.0 点
地域精通度 ・貢献度等	キ) 本支店、営業所の所在地 【○○県】内で設定	2.0 点
	ク) 災害協定の有無・協定に基づく活動実績 【○○県】内で設定	3.0 点
	ケ) 地域防災への協力体制【○○県】内で設定	1.0 点
小計		21.0 点
企業の施工能力等加算点 = (20.0/21.0) × 得点		加算点① 20.0 点

②技術者の能力等

評価項目		最大得点
ア) 配置予定技術者の施工経験		7.0 点
イ) 工事成績評定点		7.0 点
ウ) 優良工事表彰		4.0 点
エ) 継続教育(CPD)の取り組み状況		2.0 点
オ) 週休2日実施証明書の有無		2.0 点
小計		22.0 点
技術者の能力等加算点 = (20.0/22.0) × 得点		加算点② 20.0 点

1. 施工能力等 合計(①+②)	40.0 点
-------------------------	---------------

2. 同種工事等の設定

①企業の同種工事等

1) 同種性が認められる工事	競争参加資格の施工実績の要件を満たす工事 下記の建物の新営(新築又は増築)工事 (基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事) 建物用途: 庁舎、事務所又は類似施設 構造・階数: 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 いずれの場合も当該構造が地上2階建て以上 建物規模: 延べ面積 1,000㎡以上
2) より同種性が高い工事	同種性が認められる工事のうち、 階数が地上3階建て以上

②配置予定技術者の同種工事等

1) 同種性が認められる工事	競争参加資格の施工経験の要件を満たす工事 下記の建物の新営(新築又は増築)工事 (基礎、躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事) 建物用途: 下記以外の建物 独立住宅、集合住宅(寮、宿舎を含む。)、倉庫、車庫、 工場及び体育館の類 構造・階数: 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 いずれの場合も当該構造が地上2階建て以上 建物規模: 延べ面積 500㎡以上
2) より同種性が高い工事	同種性が認められる工事のうち、 階数が地上3階建て以上

3. 施工計画の適切性(競争参加資格)

①施工計画 「工程管理に係る技術的所見」について

(様式例 2 : 入札公告の例)

入札公告 (建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
〇〇〇〇〇〇局長
〇〇 〇〇

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇〇〇建築改修工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇番地
- (3) 工事内容 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇番地において〇〇〇〇〇〇建築改修工事の施工を行うものである。
敷地面積 〇, 〇〇〇, 〇〇〇m²
【 庁 舎 】
構 造 : 鉄筋コンクリート造地上 2 階建
建築面積 : 約 〇〇〇m²
延べ面積 : 約 〇, 〇〇〇m²
用 途 : 研究所施設
工事内容 : 耐震改修、防水改修、塗装改修、外構改修、
設備改修、とりこわし
- (4) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。
工期 : 工事の始期から 184 日間
(但し、平成〇〇年〇月〇日 (工事着手期限) までに工事を開始すること。)
- (5) 資料 ①別冊図面 ②その他
- (6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式 (施工能力評価型Ⅱ型) の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (7) 本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の参加承諾に関しては総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を郵送又は託送 (書留郵便等、記録の残るものに限る。以

- 下「郵送等」という。)により提出するものとする。詳細は入札説明書による。
- (8) 本工事は、2. 競争参加資格(4)に規定する要件を、支店又は営業所を有することをもちて満たしたうえで、落札決定者となった場合において、落札決定後契約締結前に当該支店又は営業所における専任技術者の配置状況及び当該支店又は営業所の運営状況が確認できる資料の提出を求める対象工事である。詳細は入札説明書による。
- (9) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」(以下「工事成績相互利用対象工事」という。)の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。
- (10) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○○○○局(港湾空港関係を除く。)平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち建築工事D等級、C等級又はB等級に認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○○○○局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) ○○○○○局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が○○○○○局管内であること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)
- (5) 別表-1の期間に、元請けとして完成・引渡し完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修工事

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築)工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

なお、当該実績が地方○○局所掌の工事(旧○○○○局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) ○○○○○局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）。）。

（ア）（5）（ア）と同じ

（イ）（5）（イ）と同じ

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記（ア）又は（イ）のいずれについても、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、工事経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した地方○○局所掌の工事（旧○○○○局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。詳細は入札説明書による。

(8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。

(10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 上記1. に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人

事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

- (12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を40点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。
 - ①企業の技術力
 - ②配置予定技術者の技術力
 - ③施工体制(施工体制評価点)
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- (3) (2) 2) ①②③の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(7) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(8) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

4. 入札手続等（1）に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. 競争参加資格（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. 入札手続等（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 2. 競争参加資格で求める施工実績が「○○○○○○○○○○局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(12) 詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。
 就業時間 9時15分から18時00分まで

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成○年○月○日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、電子入札システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。)
4. 入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限 (審査基準日)	平成○年○月○日(○)まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、郵送等の場合は就業時間内に限る。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (4)	入札の締切	平成○年○月○日(○)12時00分
	開札	平成○年○月○日(○)10時00分

(様式例 3 : 入札説明書の例)

入 札 説 明 書

〇〇〇〇〇〇局の〇〇〇建築改修工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成〇〇年〇月〇日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇〇〇〇〇局長 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇
〇〇〇庁舎〇号館

3. 工事の概要

(1) 工事名 〇〇〇建築改修工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇番地

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-1により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任（監理）技術者を配置を要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から184日間

（但し、平成〇年〇月〇日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から184日間で工事を完了させること。

(5) 資料 ①別冊図面 ②その他

(6) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(7) 本工事は工事希望型競争入札方式を一般競争入札方式に拡大した試行工事である。

(8) 本工事は申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、以下の点に留意すること。

①当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるので、下記により提出すること。なお、その際は下記提出先に連絡すること。

提出方法：紙入札方式参加承諾願及び返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（392円）の切手を貼った長3号封筒）を郵送又は託送（簡易書留等記録の残るものに限る。以下「郵送等」という。）するものとし、持参は認めない。

提出先：〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇〇係
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇
〇〇〇庁舎〇号館 〇階
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇（代）内〇〇〇〇

受付期間：別表-1のとおり。

②電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。

③以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。

(9) 本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、本発注工事の成績評定通知書の通知月から起算して1年間に行われる〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

(10) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去2年以内に65点以上70点未満の工事成績評定を通知された〇〇〇〇〇〇局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めないこととする試行工事である。

(11) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査においては、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合において、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては、工事成績評定を減ずる試行工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後〇〇〇〇〇〇局のホームページにより公表する。

(12) 本工事は、過去に受注した「難工事指定」の試行工事において、完成時の工事成績評定が70点以上であった場合、本工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事施工実績評価対象工事」の試行工事である。

(13) 本工事は、過去に受注した「難工事指定」の試行工事について「難工事功労表彰」を受けた場合に、本工事の総合評価の評価項目において加点対象とする「難工事功労表彰評価」の試行工事である。

(14) 本工事は、4. 競争参加資格（4）に規定する要件を、支店又は営業所を有することをもって満たしたうえで、落札決定者となった場合において、落札決定後契約締結前に当該支店又は営業所における専任技術者の配置状況及び当該支店又は営業所の運営状況が確認できる資料の提出を求める対象工事である。

なお、提出資料の内容によっては、建設業許可部局へ通報することがある。

資料は契約書案の提出日までに書面により提出することとし、いずれの資料も提出されない場合にあつては、契約締結を辞退したものと取り扱うことがある。

資料の全部について、提出できない理由がある場合には、その旨申し出ること。提出を求める資料は次のとおりとする。

1. 資料提出時点における支店又は営業所の従業者名簿の写し。
2. 資料提出時点における支店又は営業所の写真（明瞭なもので下記の全て。）
 - ①外部・・・建物の全景及び支店又は営業所の案内板を写したものの。
 - ②内部・・・主な執務室の状況が確認できる程度のもの。
 - ③建設業の許可票・・・建設業法施行規則第25条第2項前段に規定する標識の記載内容と設置場所が確認できるもの。
 - ④その他・・・支店又は営業所の名称を明記した入口部分を写したものの。
また、ビル内に所在する場合は建物の入口又はエレベーターホール等にある案内板を写したものの。

(15) 本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

(16) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「**表1 工事成績相互利用適用対象工事**」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

(17) 入札時積算数量書活用方式の適用

① 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- ② 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合、協議を求めることができないものとする。
- ③ 受注者からの請求による①の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。
- ④ ①の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。
- ⑤ ①の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

(18) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。詳細については現場説明書による。

表1 工事成績相互利用適用対象工事

発注機関	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事
衆議院	衆議院庶務部営繕課 同 電気施設課	平成23年4月1日以降に完成した工事
参議院関係	参議院事務局管理部営繕課	平成21年4月1日以降に完成した工

	同 電気施設課	事
最高裁判所関係	最高裁判所 各高等裁判所	平成19年7月1日以降に発注を行った工事
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課 国立国会図書館関西館総務課	平成24年4月1日以降に完成した工事
内閣府 (内閣官房)	内閣総務官室(会計担当) 内閣府大臣官房会計課	平成22年4月1日以降に公告した工事
	沖縄総合事務局開発建設部営繕課	全ての工事
国家公安委員会関係	警察庁長官官房会計課	平成21年8月1日以降に工事請負契約を締結した工事
	警察大学校 科学警察研究所 皇宮警察本部 各管区警察局 各管区警察学校 北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの	平成22年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事
法務省関係	法務省大臣官房施設課 各法務局 検察庁 行刑施設 少年施設 鑑別所 観察所 入国管理局 公安調査局	平成22年4月1日以降に完成した工事
外務省関係	外務省大臣官房会計課	平成21年4月1日以降に完成した工事
文部科学省関係	大臣官房会計課、大臣官房文教施設企画部 国立教育政策研究所 科学技術・学術政策研究所 日本学士院 文化庁 スポーツ庁	平成20年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事
	国立大学法人等(表2による)	(表2による)
厚生労働省関係	厚生労働省	平成20年4月1日以降に発注を行った工事
農林水産省関係	農林水産省大臣官房経理課(～H27.9.30)	平成19年4月1日以降に完成した工事
	〃 〃 予算課(H27.10.1～)	
国土交通省関係	大臣官房官庁営繕部	全ての工事

係	各地方整備局（営繕部及び営繕事務所） 北海道開発局営繕部	
	航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)	平成19年4月1日以降に完成した工事（平成19年4月1日以前に発注した、多年度債務負担による工事を除く。）
環境省関係	自然環境局 各国民公園等管理事務所 各地方環境事務所 各都道府県自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）	平成20年4月1日以降に発注を行った工事
防衛省関係	① 各地方防衛局（旧地方防衛施設局を含む。）、各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） ② 本省内部部局 防衛大学校 防衛医科大学校 防衛研究所 統合幕僚監部 陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部 情報本部 防衛監察本部 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 防衛装備庁	① 平成19年8月1日以降に完成した工事 ② 平成28年4月1日以降に完成した工事
石川県	石川県土木部営繕課	平成19年7月1日から平成23年3月31日までに完成した工事

表2 工事成績相互利用適用対象工事のうち国立大学法人等

対象国立大学法人等	工事発注担当部局等	相互利用の適用対象となる工事
国立大学法人関係	全ての国立大学法人	
大学共同利用機関法人関係	人間文化研究機構 本部事務局 国立歴史民俗博物館 国文学研究資料館 国立国語研究所	

	国際日本文化研究センター 総合地球環境学研究所 国立民族学博物館	平成20年4月1日以降に 契約した工事	
自然科学研究機構	本部事務局 国立天文台 核融合科学研究所 岡崎統合事務センター		
高エネルギー加速器研究機構			
情報・システム研究機構	本部事務局 国立極地研究所 国立情報学研究所 統計数理研究所 国立遺伝学研究所		
独立行政法人関係	国立科学博物館	平成22年9月1日以降に完 成した工事	
	国立文化財機構		
	宇宙航空研究開発機構		
	日本スポーツ振興センター		
	日本学生支援機構		
	国立高等専門学校機構		全ての国立高等専門学校
	大学改革支援・学位授与機構		
	科学技術振興機構		
	日本芸術文化振興会		平成23年4月1日以降に工 事請負契約を締結した工事
国立青少年教育振興機構	平成22年10月1日以降に完 成した工事		
日本原子力研究開発機構	平成24年10月1日以降に完 成した工事		

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○○○○○局（港湾空港関係を除く。）平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち建築工事D等級、C等級又はB等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○○○○○局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) ○○○○○局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。(經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体協定書3条に記載されている事務所の所在地が○○○○○○局管内であること。ただし、事務所の所在地が当該經常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。)

(5) 別表-1の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の構造体の耐震改修工事

(イ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築)工事

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。

なお、当該実績が地方○○局所掌の工事(旧○○○○局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) ○○○○○局(港湾空港関係を除く。)発注工事及び工事成績相互利用対象工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

1) 主任技術者は、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(種別は建築に限る)、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

①一級建築士の免許を有する者

②二級建築士の免許を有する者

③建設業法第7条第2号イ、ロで定める者(イについては、建築学又は都市工学に関する学科を修めた者)

④これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)又は(イ)いずれかに掲げる工事の経験を有する者であること。

(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(ア) (5) (ア) と同じ

(イ) (5) (イ) と同じ

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。上記(ア)又は(イ)のいずれについても、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、工事経験として認めない。また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。

なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した地方〇〇局所掌の工事(旧〇〇〇〇局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 配置予定の主任(監理)技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の申込み(競争参加資格確認申請時)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

4) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付け国総建第155号)、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)、「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。

(8) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。

(9) 経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。

(10) 申請書及び資料の提出期限の日(以下、審査基準日という。)から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 本発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2）において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生法（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (15) 元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は本発注工事の元請企業として入札参加することはできない。なお、元請企業が活用する優良下請企業が本発注工事に元請けとして参加した事実が確認された場合、元請企業及び元請企業として参加した優良下請企業の双方を欠格とする。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. 競争参加資格（11）に示した「本発注工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社〇〇設計

- (2) 4. 競争参加資格（11）に示した「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③いずれかに該当する者である。

①資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。2）において同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、1)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 入札手続における担当部局

(技術的事項を除く。)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇

〇〇〇〇庁舎〇号館 〇階

電子メール送付先：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp

〇〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇〇〇〇〇係

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線〇〇〇〇)

(技術的事項。)

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇

〇〇〇〇庁舎〇号館 〇階

〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇係

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線〇〇〇〇・〇〇〇〇)

7. 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. 競争参加資格に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. 競争参加資格（2）の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4（1）及び（3）から（15）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 4. 競争参加資格の企業の同種工事の施工実績及び配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び工事経験をもって行う。

(3) 申請書は、別記様式-1により作成し、該当箇所をチェックした「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」（別記様式-1-1）を必ず添付すること。

なお、競争参加資格の確認及び評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(4) 資料は次に従い作成すること。

下記①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに記載することとし、「同種工事の施工実績」（別記様式－２－１、経常建設共同企業体にあつては、別記様式－２－１及び、別記様式－２－２）、「配置予定の主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式－３）の「工事の経験の概要」が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した〇〇〇〇局の発注した工事又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

また、記載する工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの写しを提出することとし、登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）（以下CORINS等という。）の写しを提出するものとする。

なお、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績、配置予定の主任（監理）技術者の同種工事の工事経験が不明な場合については、施工実績等の要件を満たしているか確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定の主任（監理）技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

①同種工事の施工実績

4. 競争参加資格に掲げる資格があることを判断できる企業の同種工事の施工実績を別記様式－２－１に記載すること。

記載及び申請できる同種工事の施工実績の件数は１件のみとする。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、各構成員の施工実績を別記様式－２－１及び２－２にそれぞれ記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写しを添付すること。

②配置予定技術者の資格等

1) 4. 競争参加資格に掲げる資格があることを判断できる配置予定の主任（監理）技術者の資格、同種工事の工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式－３に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること（監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。裏面の監理技術者講習修了履歴が確認できない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書の写しも併せて提出すること。）。

また、主任技術者として申請する場合の資格者証の写しについて、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類を提出する場合は、合格証明書の写しを提出すること。ただし、合格証明書の交付を受けていない場合は、指定試験機関が通知する合格通知書の写しの提出でもよい。

登録基幹技能者講習修了証を有することを証明する書類を提出する場合は、講習修了証の写しを提出すること、なお、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証の別については、別記様式－３〔別添〕による。

記載及び申請できる同種工事の工事経験の件数は１件のみとする。

なお、申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補

技術者をもって申請することもできるが、その場合各候補技術者とも競争参加資格の要件を満たしていること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、同種工事の工事経験については1社の配置予定の主任（監理）技術者について記載すること。また、異工種建設工事共同企業体としての経験の場合は、協定書の写しを添付すること。

2) 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の主任（監理）技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

また、入札後又は開札から落札者決定の間に他の工事を落札したことにより配置予定の主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、直ちに6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。

これらの行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

8. 総合評価の項目

(1) 評価の項目

①企業の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を20点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔企業の施工能力〕		
同種工事の施工実績 (過去15年間) 「4. 競争参加資格で求めた過去の施工実績を満たすことを証明するため提出された施工実績と本発注工事の同種性。なお、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事とする」	より高い同種性が認められる。 「提出された施工実績が、鉄骨ブレース補強を含む耐震改修であるもの」	6
	高い同種性が認められる。 「提出された施工実績が、耐震改修であるもの」	3
	同種性が認められる。 「提出された施工実績が、上記以外のもの」	0
工事成績（過去3年間） 「○○○○○○局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点の平均点。ただ	80点以上	6
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満（含実績なし）	0

し、請負代金額が500万円未満の工事は除く。」		
工事成績（減点要素） 「審査基準日の属する月から過去1年間で、本発注工事の工事種別による総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事において、工事成績評定点が65点未満と通知された工事の有無」	65点未満あり	-5
	65点未満なし	0
優良工事表彰受賞の有無 「〇〇〇〇〇〇局(港湾空港関係を除く。)発注工事において評価対象年度に受賞した優良工事表彰の有無の有無」	優良工事表彰（局長表彰）あり	3
	優良工事表彰（部長、事務所長表彰）あり	1
	表彰なし	0
事故及び不誠実な行為 「審査基準日時点における、右欄に掲げる措置等の有無」 (最大-12点)	口頭注意	-2
	文書注意	-4
	かし修補の請求日から修補完了（引渡日）までの期間である	-4
	契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である	-4
優良下請企業の活用 「〇〇〇〇〇〇局(港湾空港関係を除く。)発注工事において評価対象年度に優良下請表彰を受賞した下請企業の本工事への活用の有無」	優良下請企業を本発注工事で活用する	1
	活用しない	0
ISO9001の認証取得状況	あり	1
	なし	0
難工事施工実績 「難工事指定」対象工事の施工実績 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において「難工事指定」された工事のうち、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事成績評定点が70	実績あり	1
	実績なし	0

点以上の工事の施工実績の有無」		
難工事功労表彰 「〇〇〇〇〇〇局(港湾空港関係を除く。)発注工事において、評価対象年度に受賞した「難工事功労表彰の有無」	表彰あり	1
	表彰なし	0
登録基幹技能者等の活用 「本発注工事の施工に係る元請又は一次下請企業が配置する現場従事技術者(元請けの配置予定の主任(監理)技術者を除く。)において、登録基幹技能者等の活用の有無」	活用する	1
	活用しない	0

②配置予定技術者の技術力

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。
なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計を20点とする。

評価項目	評価基準	評価点
〔配置予定技術者の能力〕		
同種工事の工事経験 (過去15年間) 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験と本発注工事との同種性。なお、評価対象期間に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする。」	より高い同種性が認められる。 「提出された工事経験が、鉄骨ブレース補強を含む耐震改修であるもの」	6
	高い同種性が認められる。 「提出された工事経験が、耐震改修であるもの」	3
	同種性が認められる。 「提出された工事経験が上記以外のもの」	0
同種工事の工事成績 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事が、地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事又は工事成績相互利用対象工事であり、かつ評価対象期間に完成・引渡し完了した	80点以上	6
	75点以上80点未満	3
	70点以上75点未満	1
	70点未満(含実績なし)	0

工事である場合の工事成績評定点。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。」		
優秀工事技術者表彰 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において評価対象期間に受賞した優秀工事技術者表彰の有無」	局長表彰あり	4
	部長、事務所長表彰あり	2
	表彰無し	0
難工事施工経験 「難工事指定」対象工事の施工経験 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において「難工事指定」された工事のうち、評価対象期間に元請けとして完成・引渡し完了した工事成績評定点が70点以上の工事の施工経験の有無」	実績あり	1
	実績なし	0
難工事功労表彰 「〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事において、評価対象年度に受賞した「難工事功労表彰の有無」	表彰あり	1
	表彰なし	0
過去の同種工事の工事経験 「4. 競争参加資格で求めた過去の工事経験を満たすことを証明するため提出された工事経験の従事立場」	主任（監理）技術者、または現場代理人として経験あり	1
	担当技術者として経験あり	0
継続教育（CPD）の取得状況	継続教育の証明あり （各団体推奨単位以上取得）	1
	継続教育の証明なし	0

③施工体制（施工体制評価点）

施工体制に関する審査は、下記の評価項目について行うものとし、開札後において、提出を求める工事費内訳書、施工体制確認のためのヒアリング及び追加で求める資料等により審査をする。なお、最高点を30点とする。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5
	その他	0

(2) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

(3) 総合評価に関する各種ペナルティ

- ① 優良下請企業を活用する、登録基幹技能者等を活用すると申請したにもかかわらず活用しなかった場合、受注者の責により適用されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を未実施の評価項目毎に3点減ずる。

9. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等

総合評価に関する資料は次に従い作成すること。

なお、評価は、審査基準日をもって行うものとする。

(1) 企業の技術力について

①同種工事の施工実績

競争参加資格の確認のために提出された施工実績のうち、評価対象期間に完成・引渡し完了した工事を評価する。（別記様式-2-1, 2-2）評価対象期間は別表-1のとおり。

なお、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の実績の場合は代表者の場合のみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の実績の場合は協定書による分担工事の実績

のみ評価する。

- ・異工種建設工事共同企業体の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（甲型）の実績の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・経常建設共同企業体（乙型）の実績の場合は協定書による分担工事の実績のみ評価する。

②工事成績（過去3年間）

工事成績について、〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）発注工事及び工事成績相互利用対象工事の本発注工事の工事種別における評価対象期間に完成・引渡し完了した工事の工事成績評定点の平均点を評価する。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、当該評価項目における様式の記載及び資料の添付は不要とする。

③優良工事表彰受賞の有無

優良工事表彰について、評価対象年度に受けた表彰の有無を別記様式－5に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

優良工事表彰は本発注工事の工事種別に限定するものではない。また、申請できる件数は1件とする。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に表彰がある場合に限り評価するため、それぞれの実績を記載すること。

④優良下請企業の活用

本発注工事を施工する際に、評価対象年度に優良下請表彰を受賞した下請企業の活用の有無を、別記様式－6に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

複数の企業を活用する場合でも、最大1点とする。また、その場合には申請した全ての下請企業を活用することとし、そのうち1社でも活用しなかった場合には、工事成績評定を3点減ずる。

元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請け企業は、本発注工事の元請企業として、入札に参加することはできない。

⑤ISO9001の認証取得状況

ISO認証の取得の有無を別記様式－7に記載すること。なお、取得していることを証明する登録証の写しを提出すること。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員がISOの認証取得を有している場合に評価するため、それぞれの取得状況を記載すること。

登録証の写しにおいて、本発注工事の施工組織が認証取得対象組織に含まれていること及び認証登録範囲が本発注工事の工事内容と一致していることが確認できない場合は、附属書の写し等の認証登録内容を示す資料を必ず添付すること。添付が無い場合は評価しない。

⑥難工事施工実績

難工事指定された工事の施工実績の有無を、別記様式－8に記載すること。なお、難工事指定された工事のうち評価対象期間に元請として完成・引渡が完了した工事で、評定点合計が70点以上の実績について評価する。なお、評価対象期間は別表－1のとおり。

公告文の写し（難工事指定の試行対象工事が証明できる部分）及び工事成績評定

通知書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に難工事指定された工事の施工実績がある場合に評価するため、それぞれの施工実績を記載すること。

⑦難工事功労表彰

評価対象年度に受けた「難工事功労表彰」の有無を別記様式－9に記載すること。なお、評価対象年度は別表－1のとおり。

表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に難工事功労表彰の受賞がある場合に評価するため、それぞれの表彰を記載すること。

⑧登録基幹技能者等の活用

本発注工事を施工する際に、現場従事技術者として登録基幹技能者等の活用の有無を、別記様式－10に記載すること。ただし、元請又は一次下請企業が配置する現場従事技術者（元請の配置予定の主任（監理）技術者を除く。）に限る。

登録基幹技能者等とは登録基幹技能者、国土交通大臣顕彰（建設マスター）、現代の名工とする。

工事項目の記載が無い又は特記仕様書にない工事項目を記載した場合は評価しない。また、複数の工事項目を記載した場合でも、最大1点とする。

複数の登録基幹技能者等を活用する場合でも、最大1点とする。また、その場合には申請した全ての登録基幹技能者等を従事させることとする。

(2) 配置予定技術者の技術力について

①申請時に配置予定の主任（監理）技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者をもって申請することもできるが、配置予定技術者の能力に係るものについては、評価点の合計値が最も低い候補技術者をもって評価をするものとする。

②配置予定の主任（監理）技術者が、配置予定技術者の能力の各評価項目（継続教育（CPD）の取得状況を除く）における評価の対象期間に、産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。

また、評価の対象期間に事業促進PPPに従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。

なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。従事期間及び取得期間を評価の対象期間以前の期間に加える場合は、別記様式－4に記載すること。

③同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験のうち、評価対象期間に完成・引渡しが完了した工事を評価する。（別記様式－3）評価対象期間は別表－1のとおり。

なお、CORINS等での記載内容で、より高い同種性等の工事経験が不明な場合については、工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等）を必ず添付すること。

共同企業体の実績の場合、評価は下記による。

- ・特定建設工事共同企業体（甲型）の経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・特定建設工事共同企業体（乙型）の経験の場合は協定書による分担工事の経験実績のみ評価する。
- ・異工種建設工事共同企業体の経験の場合は協定書による分担工事の経験のみ評価する。
- ・經常建設共同企業体（甲型）の経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。
- ・經常建設共同企業体（乙型）の経験の場合は協定書による分担工事の経験のみ評価する。

④同種工事の工事成績

競争参加資格の確認のために提出された同種工事の工事経験が、地方〇〇局（旧〇〇〇〇〇〇局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事であり、かつ評価対象期間に完成・引渡し完了した工事である場合の工事成績評定点について、評価する。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。（別記様式-3）なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

なお、工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

⑤優秀工事技術者表彰

優秀工事技術者表彰について、評価対象期間に受賞した表彰の有無を別記様式-3に記載すること。なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

また、表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

申請できる件数は1件とする。各年度で複数回受賞していても、重複しての評価はしない。

⑥難工事施工経験

難工事指定された工事の施工経験の有無を、別記様式-11に記載すること。なお、難工事指定された工事のうち評価対象期間に元請として完成・引渡が完了した工事で、評定点合計が70点以上かつ当該工事に主任（監理）技術者として従事した経験について評価する。なお、評価対象期間は別表-1のとおり。

公告文の写し（難工事指定の試行対象工事が証明できる部分）及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。添付がない場合は評価しない。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

⑦難工事功労表彰

評価対象年度に受けた「難工事功労表彰」の有無を別記様式-12に記載すること。なお、評価対象年度は別表-1のとおり。

表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

なお、難工事功労表彰については、当該工事に主任（監理）技術者として従事した場合のみ評価する。

⑧過去の同種工事の工事経験

競争参加資格の確認のために提出された工事経験で、主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していた場合に評価する。（別記様式-3）

⑨継続教育（CPD）の取得状況

継続教育（CPD）の取得状況について別記様式-13に記載すること。

なお、審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単

位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

証明書は、審査基準日から過去1年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

評価にあたっては、証明期間を年単位で評価する。

なお、証明期間とは、証明書に記載されている「対象期間」、「証明期間」等であり、受講した日付より算出するものではない。

(3) 電子媒体の提出

本発注工事の参加希望者は、別記様式－2－1，2－2，3の電子媒体を、7. 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等の申請書に添付した資料とは別に電子メールにより、別途提出することとする。提出期限は別表－1のとおり。

メールの送付先は6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）の受付場所と同じとする。なお、以下のファイル形式とし、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- ファイル形式：・ Microsoft Word（Word2010形式以下のもの）
・ Microsoft Excel（Excel2010形式以下のもの）
・ Just System一太郎（Pro形式以下のもの）

なお、PDFファイルは認めない。

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は3MBまでとし、3MBを超えるファイルは分割し送付すること。

10. 申請書及び資料の提出方法

(1) 7. 資料（競争参加資格に関する資料）の確認等により作成した申請書に、9. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等により作成した資料を添付し提出すること。

(2) 申請書及び資料の提出方法は以下のとおり。

①受付期限：電子入札システムにより提出する場合及び紙入札方式による場合は別表－1のとおり。

②受付場所：6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。

③提出方法：申請書及び資料は、電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、上記②に申請書及び資料並びに返信用封筒（申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金（392円）の切手を貼った長3号封筒）を郵送等により提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。

電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

④電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

なお、提出の際は必ずウィルス対策を実施した上で提出すること。

- ・ Microsoft Word（Word2010形式以下のもの）
- ・ Microsoft Excel（Excel2010形式以下のもの）
- ・ Just System一太郎（Pro形式以下のもの）

・PDFファイル

2) 複数の申請書及び資料は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。）、契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は3MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより3MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書及び資料は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書及び資料のすべてを、申請書及び資料の提出期限の17時00分必着で郵送等により提出すること。

郵送等の送付先は、6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）の受付場所と同じとする。

郵送等で申請書及び資料を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式-14）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要とする。

- ・ 郵送等により提出する旨の明示
- ・ 郵送等により提出する書類の目録
- ・ 郵送等により提出する書類の頁数
- ・ 発送年月日

表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要とする。ただし、指定の容量を超過して郵送等により提出する場合は押印すること。

(3) 競争参加資格の結果は別表-1の日までに電子入札システムで通知する。（ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。）

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 提出された申請書及び資料が入札説明書で求めた要件と異なる場合又は不備等がある場合は、その項目について評価しないことがある。

11. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる。

- ① 受付期間：別表-1のとおり。
- ② 受付場所：6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは別表-1の日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。

(3) 支出負担行為担当官が、(1)により説明を求められたときは、入札日時及び開札

日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

12. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

13. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書（入札時積算数量書及び入札時積算数量書別紙（以下「入札時積算数量書等」という。）を含む。）に対する質問がある場合においては、次に掲げるところに従い、書面（様式は自由）により提出するものとする。

①提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。

②受領期間及び回答日：以下の区切りにより質問を受け、また回答する。

- ・申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
- ・申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。
- ・函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の受領期限：別表－1のとおり。
- ・函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の回答期限：別表－1のとおり。

また、紙入札参加予定者に対してはFAXにて上記により回答する。

③受付場所：6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。

(2) 質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、質問書に回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

14. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表－1のとおり。

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課に持参すること。郵送又は託送による提出は認めない。

開札は、別表－1のとおり。〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）を予定する。

(2) 場所：〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇

〇〇〇〇庁舎〇号館 〇階

〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課

(3) その他：紙による入札を行う場合は、支出負担行為担当官〇〇〇〇〇〇局長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

15. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めな

- い。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、本工事において、予決令第99条の2に基づく随意契約は行わないこととする。

16. 落札決定の方法

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、別紙のとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を40点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①、②の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記③の項目を評価して与える。
 - ①企業の技術力
 - ②配置予定技術者の技術力
 - ③施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- 5) 入札参加者の申込みに係る価格（VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減金額を下記で求める施工体制の審査に係るヒアリングの追加資料において明らかにしたときは、コスト縮減金額として局長が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある

18. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。また、紙による入札の場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は別記様式-15とする。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。なお、提出の際は必ずウイルス対策を実施した上で提出すること。
- ・Microsoft Excel (Excel2010形式以下のもの)
- なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送等により提出すること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮(自己解凍形式は除く。)して送付することを認める。
- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、支出負担行為担当官(補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- ①未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
 - 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - 3) 他の工事の内訳書である場合
 - 4) 白紙である場合
 - 5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより提出された場合を除く。)
 - 6) 内訳書が特定できない場合
 - 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ②記載すべき事項が欠けている場合
 - 1) 内訳の記載が全くない場合
 - 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④記載すべき事項に誤りがある場合
 - 1) 発注者名に誤りがある場合
 - 2) 発注案件名に誤りがある場合
 - 3) 提出業者名に誤りがある場合
 - 4) 内訳書の合計金額(工事価格)が入札価格と大幅に異なる場合
 - ⑤その他未提出又は不備がある場合
- (4) 施工体制確認型総合評価方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札価格に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得第6条第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行

- うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする。
- (5) 工事費内訳書は、3. (17). ③の確認において用いる場合を除き、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

19. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

ただし、発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

20. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇〇〇〇〇局（港湾空港関係を除く。）競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において、4. 競争参加資格に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

21. 契約締結後のVE提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

22. 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、死亡、疾病、出産、育児、介護、退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の主任（監理）技術者を変更する場合は、4. 競争参加資格で配置予定の主任（監理）技術者に求める基準を満たし、かつ、当初の配置予定の主任（監理）技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

23. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

また、第46条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」とする。

24. 支払条件

本工事の支払条件は下記のとおりとする。

- (1) 前金払 有

(2) 部分払 1回

25. 火災保険等の付保の要否
要

26. 本発注工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本発注工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。
無

27. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。提出先は、6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）とする。

(2) (1) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

28. 再苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に書面により、局長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては〇〇〇〇〇〇局入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

・受付窓口：〇〇〇〇〇〇局 〇〇部 〇〇課 〇〇〇係
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇
〇〇〇庁舎〇号館 〇階
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） （内）〇〇〇〇

・受付時間：休日を除く毎日9時15分から18時00分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

・書類等の入手先：(2) の受付窓口

29. 関連情報を入手するための照会窓口

6. 入札手続における担当部局（技術的事項を除く。）に同じ。

30. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇〇〇〇〇局競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出された施工実績が「〇〇〇〇〇〇局又は工事成績相互利用対象工事」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は提出された当該実績を

当該者の実績として認めない。（当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定（又は新規の認定）を受けていない。若しくは実績の承継が認められていない場合を指す。）

- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の主任（監理）技術者を本発注工事に配置すること。
- (6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 電子入札システムは休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼働している。
- (8) システム操作上の手引書としては、国土交通省電子入札システムホームページで公開している「ご利用ガイド」を参考とすること。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札システムヘルプデスク TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電子入札システムホームページ <http://www.〇〇〇〇.〇〇.jp/>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
- ただし、申請書及び資料、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、〇〇〇〇〇〇局〇〇部〇〇課TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代）へ連絡すること。
- (10) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - 辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - 辞退届受付票
 - 日時変更通知書
 - 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - 決定通知書
 - 保留通知書
 - 取止め通知書
- (11) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (12) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

別表－1

本工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。
 就業時間 9時15分から18時00分まで。

3. 工事の概要 (8)	紙入札方式の申請の受付期間	平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで(就業時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))は除く。)
4. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成○年○月○日以降
9. 評価方法及び資料(総合評価に関する資料)の確認等(1)	同種工事の施工実績の評価対象期間	平成○年○月○日以降
	工事成績の評価対象期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで
	優良工事表彰受賞の有無の評価対象年度	平成○年度
	優良下請企業の活用の評価対象年度	平成○年度
	難工事施工実績の評価対象期間	平成○年○月○日以降
	難工事功労表彰の評価対象年度	平成○年度
9. 評価方法及び資料(総合評価に関する資料)の確認等(2)	同種工事の工事経験の評価対象期間	平成○年○月○日以降
	同種工事の工事成績の評価対象期間	平成○年○月○日から平成○年○月○日まで
	優秀工事技術者表彰の評価対象期間	平成○年度から平成○年度まで
	難工事施工経験の評価対象期間	平成○年○月○日以降

	難工事功労表彰の評価対象年度	平成○年度
9. 評価方法及び資料（総合評価に関する資料）の確認等（3）	電子媒体の提出	平成○年○月○日（○）17時00分まで
10. 申請書及び資料の提出方法（2）①	申請書及び資料の受付期限（審査基準日）	平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
10. 申請書及び資料の提出方法（3）	競争参加資格の結果通知期限	平成○年○月○日（○）
11. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	受付期間	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	説明を求めた者に対する回答期限	平成○年○月○日（○）
13. 入札説明書に対する質問	申請書及び資料の提出に対する質問の受領期限	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	申請書及び資料の提出に対する質問の回答期限	平成○年○月○日（○）まで。
	函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の受領期限	平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。 （電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。また、休日を除く）
	函面・仕様書及び入札時積算数量書等に対する質問の回答期限	平成○年○月○日（○）まで。
14. 入札及び開札の日時及び場所等	入札の締切	平成○年○月○日（○）12時00分

	開札	平成○年○月○日 (○) 10時00分
16. 落札決定の方法 (3)	追加資料を提出する旨の連絡期限	平成○年○月○日 (○) 18時00分
	追加資料の提出期限	平成○年○月○日 (○) 18時00分

「競争参加資格確認申請時における提出書類及び添付書類一覧表」

※提出書類を綴る際は、番号順に綴ること。

必ず提出が必要となる書類		必要に応じ提出する書類		頁数
番号	様式	(添付書類)	左記(添付書類)で 内容が確認出来ない場合	
①	□同種工事の施工実績 (別記様式-2-1, 2-2)	□CORINSの写し 同種工事の施工実績について登録されたもの	□契約書の写し CORINSに登録されていない場合(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) □特記仕様書、平面図、構造図等 CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面を必ず添付	〇/〇~〇/〇
		□工事成績評定通知書の写し 同種工事の施工実績が地方〇〇局(旧〇〇〇〇〇〇局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事である場合に添付	-	
②	□配置予定の主任(監理)技術者の資格・工事経験 (別記様式-3) ※注 複数の主任(監理)技術者を申請する場合には、人数に応じてチェック項目を追加すること	□CORINSの写し 記載する工事の主任(監理)技術者の同種工事の工事経験、従事期間等について登録されたもの	□契約書の写し CORINSに登録されていない場合。(工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) □技術者の資格・工事経験等の確認できる資料 CORINSに登録されていない場合。記載した工事の工事関係書類「従事したことを確認できる部分の写し」等 □従事期間の確認できる資料 CORINSで確認出来ない場合又は、CORINSに登録されていない場合は申請者が証明した従事証明書などを添付 □特記仕様書、平面図、構造図等 CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の工事経験が不明な場合については、工事経験が確認できる必要最小限の図面を必ず添付	〇/〇~〇/〇
		□主任(監理)技術者の資格を証明する資料 監理技術者の場合 監理技術者資格者証(裏面の写しも添付) 上記で監理技術者講習の修了履歴が確認出来ない場合、監理技術者講習修了証若しくは監理技術者講習受講証明書 主任技術者の場合 合格証明書等	□健康保険被保険者証等の写し 監理技術者資格者証から3ヶ月以上の雇用関係が読み取れない場合等	
		□工事成績評定通知書の写し 配置予定の主任(監理)技術者の経験等について、平成8年4月1日以降に完成した地方〇〇局(旧〇〇〇〇〇〇局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事である場合に添付	-	
		□工事成績評定通知書の写し (別記様式-2-1, 2-2)の添付書類と同一のため省略する	-	
		□優秀工事技術者表彰状の写し 表彰を受けた者であることを証明するもの	-	〇/〇

③	<input type="checkbox"/> 審査対象期間の追加事由 (配置予定の主任 (監理) 技術者) (別記様式-4)	<input type="checkbox"/> 育児休業等の休業期間を証明する資料 <input type="checkbox"/> 事業促進 PPP に係る業務計画書等	-	〇/〇~〇/〇
④	<input type="checkbox"/> 「優良工事等表彰」の有無 (別記様式-5)	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	-	〇/〇~〇/〇
⑤	<input type="checkbox"/> 優良下請企業の活用 (別記様式-6)	-	-	〇/〇
⑥	<input type="checkbox"/> ISO9001 認証取得状況 (別記様式-7)	<input type="checkbox"/> 登録証の写し	<input type="checkbox"/> 本発注工事の施工組織が、認証取得対象組織に含まれていることを示す資料 登録証の写しで確認できない場合 <input type="checkbox"/> 本発注工事の工事内容が、認証登録内容と一致していることを示す資料 登録証の写しで確認できない場合	〇/〇~〇/〇
⑦	<input type="checkbox"/> 「難工事指定工事」の施工実績 (企業) (別記様式-8)	<input type="checkbox"/> 公告文の写し 「難工事指定」の試行対象工事であることが記載されている部分	-	〇/〇~〇/〇
		<input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書の写し	-	
⑧	<input type="checkbox"/> 難工事功労表彰の有無 (企業) (別記様式-9)	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	-	〇/〇
⑨	<input type="checkbox"/> 登録基幹技能者等の活用 (別記様式-10)	-	-	〇/〇
⑩	<input type="checkbox"/> 「難工事指定工事」の施工経験 (技術者) (別記様式-11)	<input type="checkbox"/> 公告文の写し 「難工事指定」の試行対象工事であることが記載されている部分	-	〇/〇~〇/〇
		<input type="checkbox"/> 工事成績評定通知書の写し	-	
		<input type="checkbox"/> CORINS の写し等 当該工事に主任 (監理) 技術者として従事したことを証明するもの	-	
⑪	<input type="checkbox"/> 難工事功労表彰の有無 (技術者) (別記様式-12)	<input type="checkbox"/> 表彰状等の写し 表彰された工事であることを証明するもの	-	〇/〇~〇/〇
		<input type="checkbox"/> CORINS の写し等 当該工事に主任 (監理) 技術者として従事したことを証明するもの	-	
⑫	<input type="checkbox"/> 継続教育 (CPD) の取得状況 (別記様式-13)	<input type="checkbox"/> 学習履歴を証明する証明書の写し 審査基準日から過去 1 年以内に発行された、継続教育 (CPD) の推奨単位以上を取得したことを示すもの	-	〇/〇~〇/〇

注) 添付書類の写しについても頁数を記載すること。

注) (別記様式-1-1) の提出書類にチェックする際は「■」で記入すること。

注) チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があるので留意すること。

注) 提出された書類に不備がある場合、または、内容が確認出来ない場合には欠格となる場合があるので留意すること。

[P〇/〇]

同種工事の施工実績【〇/〇】

(工事名：〇〇〇〇〇〇〇〇建築改修工事)

会社名：〇〇〇〇建設(株)

工事名称等	工事名称	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇局〇〇事務所
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇～〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体/〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)
工事概要	構造	〇〇造
	工事内容	(工事内容を記載する)

注) 経常建設共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ別記様式－２－２で作成すること。

注) 同種工事及びより高い同種性等の施工実績については、記載する工事のCORINS (登録されていない場合は契約書 (工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) (以下「CORINS等」という。)) の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面 (例：特記仕様書、平面図、構造図等)を必ず添付すること。なお、建物用途が類似又は複合用途建築物の場合は、当該用途部分の面積が確認できる資料 (平面図、面積表等) を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が〇〇〇〇局 (旧建設省地方建設局を含む。) の発注した工事 (港湾空港関係を除く。) 又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

[P〇/〇]

同種工事の施工実績【○/○】 経常建設共同企業体の場合

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

工事名称等	工 事 名 称	○○○工事 (CORINS登録番号)
	発 注 機 関 名	○○○○○○局○○事務所
	施 工 場 所	○○県○○市○○町○○～○○県○○市○○町○○
	契 約 金 額	○○○,○○○,○○○円
	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受 注 形 態 等	単体/○○・○○JV (出資比率○○%)
工事概要	構 造	○○造
	工 事 内 容	(工事内容を記載する)

注) 経常建設共同企業体にあつては、他の構成員に必要な施工実績を記載したものをそれぞれ別記様式－２－２で作成すること。

注) 同種工事の施工実績については、記載する工事のCORINS (登録されていない場合は契約書 (工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分) (以下「CORINS等」という。))の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、施工実績が確認できる必要最小限の図面 (例：特記仕様書、平面図、構造図等)を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が○○○○局 (旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事 (港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

[PO/○]

配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験【○/○】

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

配置予定技術者の氏名		○○ ○○
配置予定技術者の従事役職		監理技術者、主任技術者（どちらか一方を記載すること。）
最終学歴		○○大学建築学科○○年卒業
法令による資格・免許		1級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、有効期限、交付番号及び所属建設業者） 監理技術者講習（修了年月日、修了証番号） 登録基幹技能者講習修了証（取得年、有効期限）
技術者表彰〔表彰名・工事名〕（表彰者・年月日）		〔優秀○○○○○○表彰・○○○○○○○○工事〕 （○○工事事務所長・平成○○年○○月○○日）
工事 経験 の 概 要	工事名称	○○○工事（CORINS登録番号）
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○～○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○,○○○,○○○円
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	受注形態等	単体/○○・○○JV
	工事成績	○○.○点（地方○○局（旧○○○○局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事の場合）
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	従事期間	平成○年○○月○○日～平成○年○○月○○日
	工事内容	構造 ○○造 工事内容 （工事内容を記載する）
申請時における 他 工事の 従 事 状 況 等	工事名称	△△△△△工事
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所
	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)・無

注) 記載にあたっての注意事項は、本様式の〔別添〕に示すので必ず確認すること。

配置予定の主任（監理）技術者の資格・工事経験に関する注意事項

1. 「申請時における他工事の従事状況等」の欄には、従事しているすべての工事について、審査基準日における CORINS の登録内容で記載すること。（従事している工事の従事役職はすべて記入すること。）
2. 本工事と重複する場合の対応措置の証明については、以下の書面を必ず添付すること。
※例
 - 従事している工事において、主任（監理）技術者の変更をもって配置する場合
 - ・受発注者双方が認めた書面（工事打合簿等）
 - 従事している工事を工期内に完成させ配置する場合
 - ・受発注者双方が認めた書面（工事打合簿等）
 - ・設計変更審査会資料（出席者、工期内完成検査が証明できる資料）で工期内検査の実施が認められたものなお、申請時に記載した内容に変更が生じ、主任（監理）技術者を配置することができなくなったときは、直ちに入札説明書 6. の入札手続きにおける担当部局（技術的事項を除く。）に申し出ること。この行為を行わなかった場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
3. 複数の工事経験を提出する場合は 1 工事毎に作成すること。また、本工事に複数の主任（監理）技術者を申請する場合は、複数枚となっても良い。
4. 配置予定の主任（監理）技術者の経験等及びより高い同種性等の経験については、記載する工事の CORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分）（以下「CORINS 等」という。））の写しを提出すること。
ただし、CORINS 等での記載内容で配置予定の主任（監理）技術者の経験等及びより高い同種性等の経験が不明な場合については 工事経験が確認できる必要最小限の図面（例：特記仕様書、平面図、構造図等） を必ず添付すること。
主任（監理）技術者の経験等について、平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した地方〇〇局（旧〇〇〇〇〇〇局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。
5. 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、申請時の日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることを確認の出来る資料（監理技術者資格者証（両面）、健康保険被保険者証等の写し）を必ず添付すること。
6. 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、出向元企業の建設業の廃業届の写し等建設業の許可を廃止した事が確認できる資料及び営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から 3 年以内であることが確認できる資料の写しを必ず添付すること。
7. 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、在籍出向可能範囲通知書の写しを必ず添付すること。
8. 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的

な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、出向契約書等及び企業集団確認書の写しを必ず添付すること。

9. 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号）において定められた在籍出向の要件に適合する場合、上記 5. の確認資料に加え、「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」（平成 20 年 3 月 10 日付け国総建第 319 号）別紙 2 の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」（以下「数値認定書」という。）の写しを必ず添付すること。

10. 記載欄の明示は記入例である。

11. 本発注工事の工事種別に対応する登録基幹技能者講習修了証の別

本発注工事の工事種別	対応する登録基幹技能者講習
<p style="text-align: center;">建築工事</p>	<p>登録橋梁基幹技能者講習、登録コンクリート圧送基幹技能者講習、登録防水基幹技能者講習、登録トンネル基幹技能者講習、登録左官基幹技能者講習、登録機械土工基幹技能者講習、登録 PC 基幹技能者講習、登録型枠基幹技能者講習、登録鳶・土工基幹技能者講習、登録切断穿孔基幹技能者講習、登録内装仕上工事基幹技能者講習、登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者講習、登録エクステリア基幹技能者講習、登録外壁仕上基幹技能者講習、登録グラウト基幹技能者講習、登録運動施設基幹技能者講習、登録基礎工基幹技能者講習、登録タイル張り基幹技能者講習、登録標識・路面標示基幹技能者講習、登録建築大工基幹技能者講習</p>

審査対象期間の追加事由（配置予定の主任（監理）技術者）

（工事名：○○○○○○建築改修工事）

会社名：○○○○建設（株）

審査対象期間の追加	あり なし (どちらか一方を記載すること)
審査対象期間の追加理由 及び主任（監理）技術者の 休業期間等	①産前休業・産後休業・育児休業・介護休業 （上記より、該当する理由を記載すること。） 平成○○年○月○日～平成○○年○月○日 （○年○ヶ月）
	②事業促進 PPP （該当する場合、記載することこと。） 平成○○年○月○日～平成○○年○月○日 （○年○ヶ月）
合計期間	○年

注) ①産前休業・産後休業・育児休業・介護休業のいずれか若しくは複数を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。取得期間は年単位とし、1年未満の場合は切り上げた期間とする。（取得期間の合計が1年6ヶ月の場合、2年とする。）

②事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事期間と同等の期間を評価の対象期間以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。（従事期間の合計が1年6ヶ月の場合、1年とする。）

注) 上記①の期間及び②の期間は合算することができる。

注) 継続教育（CPD）の取得状況に係る評価については、審査対象期間の追加は認めない。

注) 産前休業・産後休業・育児休業・介護休業を取得していた場合は、その取得状況を証明するもの（事業主が労働者に休業期間を通知した書面等（休業期間の確認が出来るものに限る））を添付すること。

注) 事業促進 PPP に従事していた場合は、その従事状況を証明するもの（業務計画書の写し等）を添付すること。

注) 記載欄の明示は記入例である。

「優良工事等表彰」の有無

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

○優良工事等表彰

優良工事表彰の有無		優良工事表彰あり 優良工事表彰なし (どちらか一方を記入すること)
工事名称等	工事名称	○○○工事
	優良工事表彰	○○○事務所長(平成○○年○○月○○日)
	発注機関名	○○○○○○局○○事務所

注) 優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

優良下請企業の活用

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

優良下請企業の活用の有無	<p style="text-align: center;">活用する</p> <p style="text-align: center;">活用しない</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>
活用する下請企業	<p style="text-align: center;">企業名：○○建設(株)</p> <p style="text-align: center;">代表取締役○○</p> <p style="text-align: center;">住 所：○○県○○市○○</p>
当該下請企業に施工させる工事内容・施工部分(簡潔に記載)	

注) 下請企業を複数社申請した場合でも、最大1点の評価とする。また、その場合には申請した全ての下請企業を活用することとし、そのうちの1社でも活用しなかった場合には、工事成績評定において減点する。

注) 元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は本発注工事の元請企業として入札参加することは出来ない。なお、元請企業が活用する優良下請企業が本発注工事に元請けとして参加した事実が確認された場合、元請企業及び元請企業として参加した優良下請企業の双方を欠格とする。

ISO9001 認証取得状況

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

ISO9001 認証の取得の有無	取得あり 取得なし (どちらか一方を記入する。)
本発注工事を実際に施工する組織名	○○○○

注) 取得ありの場合は、認証取得を証明するものとして下記①②③の写しを添付すること。

ただし、①の登録証によって、②③の内容が確認できる場合は、②③の資料を提出する必要はない。

①登録証

②本発注工事を実際に施工する組織が、認証取得対象となっていることを示す資料。

③本発注工事の工事内容が、認証登録内容と一致していることを示す資料。

「難工事指定工事」の施工実績（企業）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

難工事指定工事の施工実績の有無	<p style="text-align: center;">実績あり</p> <p style="text-align: center;">実績なし</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>								
工 事 名 称 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">工 事 名 称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工 事 成 績 評 定</td> <td style="padding: 5px;">○○点</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発 注 機 関 名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工 期</td> <td style="padding: 5px;">平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日</td> </tr> </table>	工 事 名 称	○○○工事	工 事 成 績 評 定	○○点	発 注 機 関 名	○○○○○○局○○事務所	工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
工 事 名 称	○○○工事								
工 事 成 績 評 定	○○点								
発 注 機 関 名	○○○○○○局○○事務所								
工 期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日								

注) 公告文（「難工事指定」の試行対象工事である部分）の写し及び当該工事に係る工事成績評価通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評価通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評価通知書の写しの添付は不要である。

注) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に「難工事指定工事」の実績がある場合には、それぞれの実績を記載する。

難工事功労表彰の有無（企業）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

難工事功労表彰の有無	<p style="text-align: center;">表彰あり</p> <p style="text-align: center;">表彰なし</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>								
工 事 名 称 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">工事名称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表彰者</td> <td style="padding: 5px;">○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注機関名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事期間</td> <td style="padding: 5px;">平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日</td> </tr> </table>	工事名称	○○○工事	表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	工事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日
工事名称	○○○工事								
表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）								
発注機関名	○○○○○○局○○事務所								
工事期間	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日								

注) 表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

注) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が難工事功労表彰を受賞している場合に、それぞれの実績を記載する。

[P○/○]

登録基幹技能者等の活用

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設(株)

登録基幹技能者等の活用	活用する 活用しない (どちらか一方を記入する。)
本工事に従事する登録基幹技能者等について	従事する工事項目 ()

注) 登録基幹技能者等とは「登録基幹技能者」、「建設マスター」、「現代の名工」を言う。

注) 従事する登録基幹技能者等は、元請が配置する現場従事技術者(主任(監理)技術者を除く)又は一次下請企業が配置する現場従事技術者であること。

注) 申請した複数の工事項目に、登録基幹技能者等を従事させなかった場合には、工事成績評定において減点する。

注) 従事する工事項目欄には、本発注工事の特記仕様書に示す工事項目を記載することとし、登録基幹技能者が従事する工事項目を記載すること。複数の工事項目を記載した場合でも、最大1点の評価とする。特記仕様書に記載のない工事項目を記載した場合は、加点评価しない。

建設マスター(優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者)【国土交通省】

建設マスターとは、優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者の通称です。優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰制度は、優秀な技能・技術を有する建設現場の労働者で、直接施工に従事している方を「優秀施工者」として国土交通(建設)大臣が顕彰することで、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、能力と資質の向上を促進するとともに、その社会的評価・地位の確立を図り、建設業の健全な発展に資することを目的として平成4年度に創設されました。

現代の名工(卓越した技能者)【厚生労働省】

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として定められています。

[PO/O]

「難工事指定工事」の施工経験（技術者）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

「難工事指定工事」の 施工経験の有無	経験あり 経験なし (どちらか一方を記入する。)										
工 事 名 称 等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">工事名称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工事成績評定</td> <td style="padding: 5px;">○○点</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注機関名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">工期</td> <td style="padding: 5px;">平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">従事役職</td> <td style="padding: 5px;">○○技術者</td> </tr> </table>	工事名称	○○○工事	工事成績評定	○○点	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日	従事役職	○○技術者
工事名称	○○○工事										
工事成績評定	○○点										
発注機関名	○○○○○○局○○事務所										
工期	平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日										
従事役職	○○技術者										

注) 当該工事に主任（監理）技術者として従事した場合のみ加点評価する。

注) 当該工事に主任（監理）技術者として従事したことを証明するもの（CORINSの写し等）を提出すること。

注) 公告文（「難工事指定」の試行対象工事である部分）の写しを提出すること。

注) 当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、審査基準日の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

難工事功労表彰の有無（技術者）

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

難工事功労表彰の有無	<p style="text-align: center;">表彰あり</p> <p style="text-align: center;">表彰なし</p> <p style="text-align: center;">(どちらか一方を記入する。)</p>								
工 事 名 称 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">工事名称</td> <td style="padding: 5px;">○○○工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">表彰者</td> <td style="padding: 5px;">○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">発注機関名</td> <td style="padding: 5px;">○○○○○○局○○事務所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">従事役職</td> <td style="padding: 5px;">○○技術者</td> </tr> </table>	工事名称	○○○工事	表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）	発注機関名	○○○○○○局○○事務所	従事役職	○○技術者
工事名称	○○○工事								
表彰者	○○○事務所長（平成○○年○○月○○日）								
発注機関名	○○○○○○局○○事務所								
従事役職	○○技術者								

注) 難工事功労表彰については、当該工事に主任（監理）技術者として従事した場合のみ加点評価する。

注) 難工事功労表彰については、当該工事に主任（監理）技術者として従事したことを証明するもの（CORINS の写し等）を提出すること。

注) 難工事功労表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

[P○/○]

継続教育（CPD）の取得状況

(工事名：○○○○○○建築改修工事)

会社名：○○○○建設（株）

配置予定の主任（監理）技術者の継続教育（CPD）の取得状況 (各団体推奨単位以上取得)	継続教育の証明あり 継続教育の証明なし (どちらか一方を記入する。)
学習履歴を証明する証明書発行団体名	○○○会 (証明書発行団体名を記入する。) 例) (一社)全国土木施工管理技士会連合会 (公社)日本技術士会 建築CPD運営会議等

注) 審査基準日から過去1年以内に発行された、継続教育（CPD）の推奨単位以上を取得したことを示す証明書（以下、「証明書」という。）の写しを添付すること。

注) 証明書は、審査基準日から過去1年以内の期間に証明期間の一部が含まれ、継続教育（CPD）の推奨単位以上が取得されている場合に評価する。

[P○/○]

1. 工事費内訳書は、第1回の入札に際し提出を求めるものである。
2. 工事費内訳書は、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者及び工事名を記載するとともに、押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は除く)したものとする。
3. 工事費内訳書は、申請様式(別記様式-15:73-youshiki(koujhiutiwakesyo).xls)により作成すること。
4. 工事費内訳書は、入札時積算数量書(以下、「数量書」という。)の「工事内訳」、「直接工事費 種目別内訳書」、「直接工事費 科目別内訳書」、「直接工事費 中科目別内訳書」及び「直接工事費 細目別内訳」に相当する内容のものに、単価及び金額を記載して提出すること。
5. 工事費内訳書の名称、摘要、数量、単位は、「数量書」と必ずしも一致する必要はなく、入札参加者が独自に算定した数量等を用いることができる。
6. 「工事内訳」の直接工事費、共通費の共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び工事価格は必ず記載すること。
7. 「数量書」の「直接工事費 別紙明細」、「共通仮設費 細目別内訳」、「現場管理費 細目別内訳」及び「一般管理費等 細目別内訳」に相当するものは提出しなくてもよい。
8. 以下は、工事費内訳書の記載例である。

平成〇〇年〇月〇日

支出負担行為担当官
 〇〇〇〇〇〇〇〇 局長
 〇〇 〇〇 殿

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇県〇〇市〇〇番
 商号又は名称 〇〇建設株式会社
 代表者 代表取締役社長
 〇〇 〇〇

工 事 費 内 訳 書

工事名：〇〇〇〇〇〇建築改修工事

工事内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費	1	式	〇,〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	
共通費				
共通仮設費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費等	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	
工事価格	1	式	〇〇,〇〇〇,〇〇〇	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
II. 囲障	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
III. 構内舗装	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇,〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 科目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
I. 庁舎				
1. 直接仮設	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
2. 土工	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
3. 地業	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
4. 鉄筋	1	式	〇〇〇,〇〇〇	
計			〇〇〇,〇〇〇	

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
土工		1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
地業	地業	1	式	〇〇,〇〇〇	
地業	場所打ちコンクリート杭	1	式	〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	
計				〇〇,〇〇〇	

直接工事費 細目別内訳

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
4. 鉄筋						
異形鉄筋	SD295A, D10	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD295A, D13	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D22	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
異形鉄筋	SD345, D25	〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
鉄筋加工組立		〇〇	t	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
計					〇〇,〇〇〇	

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

支出負担行為担当官
 〇〇〇〇〇〇〇局長 殿

〇〇建設(株)、〇〇JV
 代表者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

印

構成員 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇〇〇建築改修工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

注) 契約の締結までに提出すること。

注) 契約書には本通知書により通知した工期(工事の始期及び終期)を記載する。

施工体制のヒアリング日時通知書

〇〇〇〇建設（株） 〇〇課 〇〇様

貴社の施工体制のヒアリング日時について以下のとおり通知します。

工事名	〇〇〇〇〇〇建築改修工事
ヒアリング日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）
ヒアリング時間	〇〇時から
ヒアリングの方法	

注1：当日は本紙を持参してください。

注2：ヒアリング当日は開始時間5分前までに下記窓口までお越し下さい。

注3：ヒアリング会場へは配置予定の主任（監理）技術者を含めた3名のみの入室とします。

注4：ヒアリング時間は30分～1時間程度とします。

注5：ヒアリング当日は、公的機関の発行する顔写真入りの本人であることを証明する監理技術者資格者証又は免許証等を持参してください。（主任・監理技術者のみ）

注6：ヒアリング内容等で得られた情報を第三者へ提供してはならないものとします。

注7：やむを得ない事由により、上記日時によるヒアリングに出席出来ない場合はあらかじめ下記担当部局へその旨申し出ることとする。

窓口：〇〇〇〇〇〇局営繕部 〇〇課

TEL 〇〇（〇〇）〇〇（内）〇〇

FAX 〇〇（〇〇）〇〇

到着確認及びヒアリング出席予定者返信用紙

下記に必要事項を記入のうえ、本書をFAXにより、通知の翌日までに返信してください。

会社名	〇〇〇〇建設（株）
①配置予定の主任（監理）技術者名	氏名：〇〇 〇〇
②役職	氏名：〇〇 〇〇
③役職	氏名：〇〇 〇〇

連絡先：TEL〇〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

（上記ヒアリングに出席予定の方の連絡先を記入してください。）

別紙（入札説明書16.（1）、（3）②、③に示す別紙。）

I 施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額に、100分の108を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

なお、本工事において「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。

2 ヒアリングのための追加資料

- (1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。
 - ・下請予定業者等一覧表（様式4）
 - ・配置予定技術者名簿（様式5）
 - ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
 - ・機械リース元一覧（様式9-2）
 - ・労務者の確保計画（様式10-1）
 - ・工種別労務者配置計画（様式10-2）
 - ・建設副産物の搬出地（様式11）
 - ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
 - ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
 - ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
 - ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
 - ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
 - ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）
 - ・施工体制台帳（様式16）
- (2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。
 - ・コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
 - ・コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
 - ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文16.（3）の施工体制確認のためのヒアリング、2（1）の追加資料及び工事費内

訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、2（1）の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものととしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る現実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工物品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費の額については75%、共通仮設費の額については70%、現場管理費の額については70%、一般管理費等については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）(3)において同じ。なお、本工事においては「直接工事費の額」は、直接工事費からその10分の1を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直接工事費から減じた直接工事費の10分の1を加えた額とする。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11、様式12）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14-1、様式14-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13-1、様式13-2、様式13-3）

(3) 施工体制確保の現実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る現実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の現実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあるこ

とから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加点する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式4、様式16)
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか(様式8-2、様式9-2、様式10-1、様式10-2)
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか(様式5)

II 予算決算及び会計令第86条の調査について

- 1 予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第86条の調査(低入札価格調査)を実施する。

ここで、調査基準価格は、I 1に記載するとおりである。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
- (14) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (15) その他必要な事項

使用する様式一覧		【凡例】	
		◎様式及び添付資料を提出 ○様式のみ提出	
様式番号	名称	施工体制 確認型 総合評価	低入札 価格調査 (特別重点)
様式1	当該価格で入札した理由		◎
様式 2-1(営繕)	積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①	○	◎
様式 2-2(営繕)	内訳書に対する明細書(兼)コスト縮減額算定調書②	○	◎
様式2-3	一般管理費等の内訳書		◎
様式3	VE提案等によるコスト縮減額調書	○	◎
様式4	下請予定業者等一覧表	○	◎
様式5	配置予定技術者名簿	○	◎
様式6-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)		◎
様式6-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)		◎
様式7	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係		◎
様式8-1	手持ち資材の状況		◎
様式8-2	資材購入予定先一覧	○	◎
様式9-1	手持ち機械の状況		◎
様式9-2	機械リース元一覧	○	◎
様式10-1	労務者の確保計画	○	◎
様式10-2	工種別労務者配置計画	○	◎
様式11	建設副産物の搬出地	○	◎
様式12	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書	○	◎
様式13-1	品質確保体制(品質管理のための人員体制)	○	◎
様式13-2	品質確保体制(品質管理計画書)	○	◎
様式13-3	品質確保体制(出来形管理計画書)	○	◎
様式14-1	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)	○	◎
様式14-2	安全衛生管理体制(点検計画)	○	◎
様式14-3	安全衛生管理体制(仮設設置計画)		◎
様式14-4	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		◎
様式15	誓約書		◎
様式16	施工体制台帳	○	◎
様式17	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者		◎

施工体制確認型総合評価欄に 印が付いている様式のみ提出して下さい。

作成要領（各様式共通）

1. 入札者は、支出負担行為担当官があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、支出負

担行為担当官が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。

3. 入札者は、施工体制確認型総合評価落札方式により落札者を決定しようとする工事について、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。）第85条に基づく調査基準価格に満たないために、支出負担行為担当官の求めに応じ、施工体制確認型総合評価の審査のため追加資料を提出したときは、各様式に当該追加資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
4. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
5. 支出負担行為担当官は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式1 当該価格で入札した理由

記載要領

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
3. なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

様式2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。
このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式2-3 一般管理費等の内訳書

記載要領

1. 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。
2. 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
(例) 購入土 ○ × △△ = ▲▲▲ (単価〇〇円/m³)
発生土 ◇ × ■■ = □□□ (単価〇〇円/m³)
◆◆m³を削減
2. 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の金額内訳を記載する。
3. 使用を予定する手持ち資材については様式8-1、購入予定の資材については様式8-2、使用を予定する手持ち機械については様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式9-2、確保しようとする労務者については様式10-1に対応した内容とする。

添付書類

1. 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和24年法律第100号）第20条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
2. 上記1の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区別の経費内訳ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（当分の間、労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式5 配置予定技術者名簿

記載要領

1. 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
2. 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

添付資料

1. 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
2. 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式 6－1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

1. 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 6－2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
2. 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

1. 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

2. 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

1. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
2. 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式 8-1 手持ち資材の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む）。
例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
3. 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

資料 8-2 資材購入予定先一覧

記載要領

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式9-1 手持ち機械の状況

記載要領

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む）。
例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの。）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式9-2 機械リース元一覧

記載要領

1. 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
2. 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

3. 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。
4. 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(例えば、年間の維持管理費用(減価償却費を含む。))を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。)(いずれも過去1年以内のものに限る。)等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績(過去1年以内のものに限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価(いずれも過去1年以内のものに限る。)など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式10-1 労務者の確保計画

記載要領

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも()内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等
取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
3. 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額

であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式10-2 工種別労務者配置計画

記載要領

1. 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式11 建設副産物の搬出地

記載要領

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

1. 本様式は、様式11に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
2. 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
3. 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
4. 様式11に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式11に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
5. 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工

事内容の予定を記載する。

6. 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
7. 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
2. 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
3. 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
4. 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式13-2で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合は、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定

に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

1. 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

1. 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示さ

れていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合は、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
2. 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

1. 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2. 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」欄の者に対して支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する。（当分の間、上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

様式14-3 安全衛生管理体制（仮設設置計画）

記載要領

1. 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。
2. 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
3. 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

添付書類

本様式の「設置費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-4 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）

記載要領

1. 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。
2. 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。
自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。
3. 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

添付書類

1. 交通誘導員の派遣を受ける場合にあっては、派遣予定会社が押印した見積書並びにその派遣予定会社の派遣実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 自社社員を交通誘導員に充てる場合にあっては、その者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の実績給与額等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
3. 交通誘導員の配置方法、交通規制方法等を明らかにした配置図を添付する。

様式15 誓約書

記載要領

1. 本様式は、申込みを行った金額が、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額を下回る場合に、代表取締役が記名・押印して作成する。
2. 記1の「契約対象工事名」の欄には、特別重点調査の対象となった工事の名称を記載する。
3. 記2の「申込みに係る金額」の欄には、入札者が入札書に記載した金額（税込み）を記載する。
4. 記3の「契約対象工事の施工に要する費用の額」の欄には、様式2-1の積算内訳書に示された施工に要する費用の額（本社経費など契約対象工事による請負代金額以外の原資をもって充てることを予定している金額（いわゆるマイナス金額の一般管理費等）を含む。）（税込み）を記載する。
5. 「〇〇〇円」の部分には、記3の金額から記2の金額を控除して得た金額を記載する。

添付書類

1. 当該年度において、契約対象工事以外の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇局発注工事（港湾空港関係を除く。）に関し、特別重点調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用の額を下回る価格で受注した経歴を有する者は、受注した工事ごとにその下回る価格を記載し、及び直近事業年度の営業利益金額を明らかにした書面を添付する。

2. 直近事業年度の損益計算書の写しを添付する。
3. 本様式の記4に記載する財源の確保方法に関し、その確実性を立証するための書面を添付する。

様式17 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

記載要領

1. 本様式は、過去5年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。
この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。
2. 各工事ごとの予定価格、工事成績評定ポイント等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定ポイントが通知されていない場合等は、この限りでない。

一般競争参加資格確認評価表
(審査基準日：平成〇〇年〇月〇日)

番号	審査時業者名	等級区分	要件					競争参加資格確認資料		競争参加資格の有無	競争参加資格が無いと認められた理由	経審有効期限	試行 工事成績 (減点対象)
			予決令第70条及び第71条の規定に該当しない	予決令第73条の規定に該当しない	会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続の申立がない	指名停止を受けている期間でない	警察当局からの排除要請があり、当該状態が継続していない。	同種工事の施工実績	主任(監理)技術者 1級建築施工管理技士等				
1	A社	C	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.4.30	0	
2	B社	C	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.10.31	0	
3	C社	D	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.3.31	0	
4	D社	D	○	○	○	○	○	○	○	○	H31.10.31	0	

○×方式で評価し、1つでも×のある業者は参加資格無しとする。

応募者数	4	適格者数	4	欠格者数	0
------	---	------	---	------	---

技術審査会委員長 〇〇〇〇 印

加算点整理表

工事名：〇〇庁舎建築改修工事

記号	最大加算点 40			
	A社	B社	C社	D社
「企業の技術力」	7	6	1	3
「配置予定技術者の技術力」	8	7	1	4
加算点合計	15	13	2	7

(様式例 5 : 資料提出者への通知様式の例)

競争参加資格確認通知書

〇〇第〇〇号

平成〇年〇月〇日

(株) 〇〇〇〇 〇〇〇〇殿

支出負担行為担当官

〇〇〇〇〇

先に申請のあった工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

公告日	平成〇年〇月〇日
工事名	〇〇庁舎空調改修機械設備工事
入札開始	平成〇年〇月〇日 9時00分
入札書提出締切	平成〇年〇月〇日 12時00分
内訳書開封予定	平成〇年〇月〇日 12時01分
開札予定	平成〇年〇月〇日 10時00分
競争参加資格の有無	有
競争参加の条件	技術提案書に示された施工計画の内容は、現地の状況等により実施できない場合がある。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成〇年〇月〇日までに〇〇〇へその旨を記載した書面を電子入札システム又は持参により提出してください。

(様式例6：入札者の順位の決定根拠を示す公表用資料の例)

予定価格(税抜)	14,780,600,000
最低基準価格(税抜)	13,302,540,000
基準評価値 × 10 ⁸	0.67656

入札調書(総合評価落札方式(標準型、施工体制確認型))

1 工事名称 ○○庁舎新営その他工事
 2 開札日時 平成○○年○月○日 ○時○分

	業者名	標準点	加算点	施工体制 評価点	※ 入札後の 加算点	標準点＋入 札後の加算 点＋施工体 制評価点	第1回入札価格	評価値 × 10 ⁸	評価値 ≥ 基準評価値	最低基準 価格以上	備考
1	A社	100	22.5	30	22.5	152.50	14,500,000,000	1.05172	○	○	
2	B社	100	13.25	30	13.25	143.25	13,366,000,000	1.07174	○	○	落札者
3	C社	100	12	-	-	-	18,900,000,000	-	-		予定価格超過

※入札後の加算点 = 加算点 × (施工体制評価点 / 30)

(様式例 7 : 施工計画に関する内容を契約書に記載した例)

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 ○○新営その他工事

請 負 代 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

平成○○年度工事出来高予定額	円
平成○○年度工事出来高予定額	円
平成○○年度工事出来高予定額	円
平成○○年度工事出来高予定額	円

発注者 支出負担行為担当官 ○○省○○局長 ○○○○と受注者 株式会社○○○ 代表取締役 ○○○○との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

※第 1 条～第 17 条 省略

第 18 条 受注者は、採用された次の「【施工計画の種類】」の提案内容を履行しなければならない。

【施工計画の種類】

○○○○すべき事項	採用された提案内容
○○○	別記のとおり ※別記には業者からの提案内容を添付
○○○○すべき事項	採用された提案内容
○○○	別記のとおり。 ※別記には業者からの提案内容を添付

第 19 条 受注者の責めにより、前条の「【施工計画の種類】」の提案内容が履行されない場合、発注者は、当該履行を、期限を定めて受注者に請求する。

第 20 条 受注者の責めにより、第 18 条の「【施工計画の種類】」の提案内容に基づく工事が履行されていないと認められる場合は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成○○年○月○○日付○○○第○○号○○通知）に基づく指名停止措置を行うものとする。

※第 21 条以降 省略

平成 年 月 日

発 注 者

○○県○○市○○○ ○-○-○

支出負担行為担当官

○○省○○局長 ○○ ○○

受 注 者

○○県○○市○○○ ○-○-○

株式会社 ○○○

代表取締役 ○○ ○○